6　認定ハラール事業所は、認定された事業計画の期間終了後において、引き続き外国人を受け入れてハラール牛肉生産を行う場合は、当該事業計画の期間が終了する６箇月前までに、新たに事業計画を策定し、別記第１号様式により、管轄地方農政局長に申請し、認定を受けることができる。

第４　事業計画の変更

1　認定ハラール事業所は、認定を受けた事業計画中、ハラール牛肉生産活動を実施するハラール事業所名及び住所、認定した事業計画の期間並びにハラール牛肉生産活動に従事する外国人作業員のいずれかに変更がある場合は、別記第５号様式により、管轄地方農政局長に変更の申請を行い、事業計画の変更について認定を受けなければならない。

2　管轄地方農政局長は、変更の申請があった場合、変更後の事業計画が第３の３に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、施設及び外国人作業員を特定し、事業計画の変更を認定し、別記第６号様式により認定ハラール事業所に対し通知するとともに、生産局長に報告するものとする。

3　認定ハラール事業所は、認定を受けた事業計画のうち、ハラール牛肉を生産及び販売するための計画に関する事項について変更がある場合は、別記第７号様式により、管轄地方農政局長に届け出なければならない。

第５　定期確認

1　管轄地方農政局長は、次に掲げる事項について、少なくとも１年に１回以上、認定ハラール事業所に対し確認を行うとともに、その結果を当該事業所の所在地を管轄区域とする地方入国管理局長（以下「管轄地方入国管理局長」という。）に報告するものとする。

⑴　認定ハラール事業所で生産される牛肉の全量に対するハラール牛肉の割合及びその販売先に関する事項

⑵　事業計画の実施状況に関する事項

⑶　適正な事業の実施に関する事項

⑷　適正な労働条件の確保に関する事項

⑸　安全性の確保に関する事項

⑹　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関する事項

⑺　その他管轄地方農政局長が必要と認める事項

2　認定ハラール事業所は、定期確認が行われる際は、あらかじめ別記第３号様式により管轄地方農政局長に対し、外国人作業員の雇用状況を報告するものとする。

3　認定ハラール事業所は、定期確認が行われる際には、あらかじめ別記第４号様式により、直近１年間のハラール牛肉の販売に係る財務書類を作成し、公認会計士の確認を経た上で管轄地方農政局長に報告するものとする。

4　管轄地方農政局長は、必要があると認めるときは、この規定にかかわらず認定ハラール事業所に対し確認を行うことができる。

5　管轄地方農政局長は、定期確認において、外国人作業員の雇用状況、ハラール牛肉の生産及び販売の状況に関して疑義が生じた場合は、関係する省庁に連絡するものとする。

6　管轄地方農政局長は、外国人作業員の雇用状況、ハラール牛肉の生産及び販売の状況に関する是正が必要と認めるときは、是正を必要とする事項について認定ハラール事業所に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

7　管轄地方農政局長は、必要と認めるときは、外国人作業員との面談を行うものとする。

第６　事業計画の認定取消し

管轄地方農政局長は、次のいずれかに該当したときは、事業計画の認定を取り消すものとする。

⑴　定期確認において疑義が生じ関係省庁へ連絡した結果、関連法令が遵守されていないことが明らかになった場合。

⑵　事業計画の認定に関する要件を満たさなくなったとき。

⑶　認定ハラール事業所が認定に係る事業計画を実施することが適当でないと認めたとき。

⑷　認定ハラール事業所から認定の取消しの申出があったとき。

第７　関係省庁への報告

1　生産局長は、管轄地方農政局長から、第３の３及び第４の２の報告を受けた場合は、その旨を法務省入国管理局長、外務省領事局長及び厚生労働省職業安定局長に報告するものとする。

2　管轄地方農政局長は、事業計画の認定を取り消したときは、速やかにその旨を管轄地方入国管理局に報告するものとする。

3　認定ハラール事業所は、本事業の実施状況等について、必要に応じ、管轄地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

第８　牛肉の輸出拡大及び国産牛肉の消費拡大を図るための支援

管轄地方農政局は、認定ハラール事業所からの報告に基づき外国人作業員の実態を把握し、認定ハラール事業所に対して牛肉の輸出拡大及び日本国内におけるイスラム教徒向けの国産牛肉の消費拡大を図るために必要な指導、情報提供、支援等を行うものとする。

別記第１号様式

番　号
年月日

事業計画認定申請書

○○農政局長殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては当該地域を管轄する地方農政局長）

所在地
名　称
代表者の氏名　　㊞

外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項第３の１の規定に基づき、下記に係る事業計画を別紙のとおり策定したので申請します。

記

1　ハラール牛肉生産活動に従事する外国人作業員
外国人作業員の氏名：
外国人作業員の住所（日本国内）：
外国人作業員の国籍：
推薦を受けたハラール認証機関：

2　ハラール牛肉生産活動期間：
平成○○年○月○日～平成○○年○月○日（○年○か月）

3　ハラール牛肉生産活動を実施する事業所
事業所名：
所在地：

4　ハラール牛肉生産活動の概要
※ハラール牛肉を生産、販売するための計画概要を記載

5　添付書類
・雇用契約書等の写し
・ハラール認証機関の推薦書の写し
・外国人作業員の確認書の写し（ハラール牛肉生産活動に従事する意思及び開始時年齢が確認できる書面）
・雇用保険、社会保険等に加入していることが確認できる書類　等